

最近の一連の人権関連法制度と民主主義の課題

—ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消法の成立とその問題点—

2016年12月4日
松江人権を考える市民集会

I. 日本の人権状況と部落差別事件の現状

〔一〕 確信犯的差別事件が横行している現状

(1) 悪質な確信犯的差別事件の横行

①顔が見えない陰湿・巧妙な差別事件の横行

1. 戸籍等個人情報大量不正取得事件（2011年11月発覚）
2. 土地差別調査事件（2007年発覚）

②差別を当然視する露骨な差別事件の台頭

1. 「週刊朝日」差別記事事件（2012年10月発覚）
2. 「在特会」による一連のヘイトスピーチ事件（2011年～現在）
3. 鳥取ループ・示現社による『全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版』発行・販売策動（2016年2月発覚→3月28日横浜地裁が「復刻出版禁止」を命じる仮処分決定／4月18日横浜地裁相模原支部が「サイトの削除」を命じる仮処分決定／4月19日部落解放同盟が川崎市の出版社・経営者を相手取り損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提訴し現在係争中）

(2) 最近の差別事件の特徴

- ①最近の部落差別事件の特徴は、「顔が見えない陰湿で巧妙」なものとなってきた。これは、差別行為が社会的に指弾されるという社会的価値観・規範が定着しつつあるという前進的な側面と根深い日本社会の差別体質の存在という問題の反映である。
- ②同時に、警戒しておかなければならないことは、今日の差別事件が利益第1主義という社会風潮のもとで、「差別を商う」ことに対する倫理観が麻痺している状況を露呈していることである。プライム社問題、土地差別調査問題、週刊朝日問題などはそのことを如実に物語っていると言える。
- ③さらに、倫理観を麻痺させる状況を作り出している背景に、政治・経済動向が深く関与していることを見ておく必要がある。すなわち、戦後日本の社会的価値観・規範として定着しつつあった「反差別・人権」や「平和・環境」という基軸に対して、これを相対化・軽視する政治主張が台頭してきており、人権感覚や人間的倫理観を希薄化させてきていることである。人権関連法案をめぐる2005年以降の混乱した議論や「在特会」などの公然たる差別煽動（ヘイトスピーチ）行為は、その顕著なものである。
- ④問題は、「顔が見えない陰湿で巧妙な差別事件」であろうと、「露骨な差別事件」であ

ろうと、いずれも確信犯的差別事件であるということに変わりはなく、日本社会において「差別・人権」に関わる価値観をめぐっての激しい相克状況の段階に入っているとの現状認識が重要である。

〔二〕人権に関わる注目すべき司法判断と法制度の改革

（１）ヘイトスピーチに対する一連の司法判断

①京都地裁判決（２０１３年１０月７日）

1. 京都朝鮮人学校に対する在特会の襲撃行為に関わって、京都地裁が「１２２６万円の損害賠償」と「学校周辺での街宣活動の禁止」を主な内容とする有罪判決
2. 判決は、「業務妨害」や「名誉毀損」の不法行為を認定するとともに、一連の言動を人種差別撤廃条約が禁止する「人種や民族的出身などに基づく区別・排除」に該当する差別行為であると認定
3. 在特会の「政治的意見を述べる自由は保護される」「表現の自由の範囲内」という主張を、「差別意識を世間に訴える意図があることは明らかで違法」として退ける決定

②大阪高裁控訴棄却判決（２０１４年７月８日）

1. 在特会の控訴に対して棄却判決を出し、京都地裁の判決を全面的に支持
2. 同時に、「人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきもの」との画期的な判断を提示

③最高裁上告棄却判決（２０１４年１２月９日）

1. 「ヘイトスピーチは人種差別」であるとの判断に基づき上告棄却の判決
2. この判決により１・２審判決が最終的に確定

④ヘイトスピーチに対する一連の司法判断がもつ画期的意義

1. 公権力差別のみならず、私人間差別をも違法行為として処罰の対象としたこと。但し、無制限の私人間ではなく、集団性・全体性の要件にもとづく制限的条件が必要であることに留意すること。
2. 差別言動は、「表現の自由」が許容する範囲を超える違法行為であることを明言したこと。
3. 差別言動による違法行為に対しては、加重的処分を認めたこと。
4. これらの司法判断の画期性に対する認識と同時に、「表現の自由」と「差別の禁止」に関わる民主主義および基本的人権に対する根本的な理解が必要
5. ２０１６年５月ヘイトスピーチ解消推進法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」）成立

（２）婚外子差別に対する民法規定への違憲判決

①非嫡出子（婚外子）の遺産相続分を嫡出子の２分の１とした現行の民法規定は、「法の下での平等」を保障した憲法に違反との判決（２０１３年９月４日）

②違憲理由は、国の伝統、社会事情、国民感情などの要件を考慮した上で、「区別する合理的根拠は失われた」との判断

- ③ 1995年段階での最高裁判断は、この民法規定を「合憲」と判断していたが、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約/1994年に批准)に関わって国連からの是正勧告(1996年)がなされ、法制審議会も改正要請を法務大臣に答申したが、議論がまとまらず現時点まで放置
- ④ 今回の最高裁違憲判決を受けて、民法改正案が2013年12月5日に臨時国会で成立したが、自民党内において従来からの議論(「家族の一体感を損ない、家庭崩壊につながる」)の蒸し返しが起こり混乱
- ⑤ この混乱の背景に、日本社会に根強く存在している「家の論理」があることを理解し、差別存続の根拠ともなっているこの論理を丁寧に打破していくことが必要

(3) 障害者差別解消の制定と障害者権利条約の批准

- ① また、「障害者差別解消法」の成立(2013年6月)と「障害者権利条約」の批准(2013年12月)は大きな前進
- ② 障害者差別解消法の特徴と要点
 - 1. 障害者基本法第4条(差別の禁止)の具体化および障害者権利条約批准に向けた国内法整備としての「障害者差別解消法」の制定(2013年)
 - 2. この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止
 - 3. 差別解消措置は、行政機関では義務化、民間事業者には努力義務
 - 4. 「基本方針」「対応要綱」「対応指針」の策定
 - 5. 協議会構成員による秘密漏洩、事業者の報告義務違反への罰則規定

(4) 差別への法規制がないもとでの国際人権条約に依拠した司法判断

- ① 人権をめぐる現状において、ヘイトスピーチ違法判決と婚外子差別違憲判決という2つの司法判断は注目すべき画期的判決であり、今後の日本における人権伸張に大きな効果・効力を発揮していく契機
- ② 問題は、「差別そのもの」に対する法規制が日本には存在せず、「人種差別撤廃条約」・「子どもの権利条約」・「障害者権利条約」に依拠して差別判断をせざるを得なかったという事情に留意する必要
- ③ いずれにしても、国際人権諸条約の持つ効力が大きな役割を果たしたことは歓迎すべきであるが、同時に現在32の国際人権諸条約の中で、既に批准している14の国際人権条約との整合性をはかるために必要な国内法の改正は直ちに行うべきであり、とりわけ「人権委員会設置法案」や「差別禁止法案」などの制定は喫緊の課題

[三] 最近の一連の人権関連法制定の動向と課題

(1) 相次ぐ人権関連法制度等の動向

- ① 安倍政権のもとで成立した人権関連法制度
 - 1. 障害者差別解消法の制定と障害者権利条約の批准
 - 2. 婚外子差別に関わる民法改正
 - 3. ヘイトスピーチ解消法の制定
 - 4. 部落差別解消法の制定

5. LGBT（性的少数者）差別解消法案制定への動きが本格化

②人権関連法制度の一定の前進とその背景

1. 人権関連法制度を軽視してきた観のある安倍政権のもとで一連の人権関連法制度が制定されたことは一定の前進として評価
2. この前進の背景には、国内当事者運動の粘り強い取り組みや人権関連法制度を求める世論の高まり、さらに国際人権諸条約委員会からの数次にわたる是正勧告が存在

(2)「ヘイトスピーチ解消法」と「部落差別解消法」の問題点

- ①上記二法は、「障害者差別解消法」と比較すると、理念的な段階にとどまっていること
- ②最大の問題は、「人権」や「差別」の定義が曖昧との理由で「規制・救済」条項を欠落させていること
- ③併せて「相談」・「教育啓発」・「実態調査事業」などを国では義務規定にしているものの、自治体では努力規定にしていること

(3)一連の人権関連法制度の動向が意味するものは何か

- ①いかなる政権であろうとも、差別撤廃・人権確立に関わる法制度の制定は、避けて通ることのできない課題になっていること
- ②その意味では、法律制定の可否そのものへの評価というよりは、その内容への評価がより重視されなければならないこと
- ③警戒しなければならないことは、一連の人権関連法制定の動向が、今日の大きな政治課題になってきている「改憲」論議における翼賛体制構築の思惑に絡め取られる危険性を有していること

II. 民主主義の根本原理からの「差別」問題への考察

〔一〕民主主義の根本原理からの「自由」と「平等」の関係性への考察

(1)大阪高裁のヘイトスピーチに対する判決要点（抜粋）

『人種差別撤廃条約は、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。私人相互の関係を規律するものではない。

一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容される範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法709条にいう「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」との要件を満たすと解すべきであり、これによ

って生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである』(大阪高裁判決の抜粋)

(2) 日本国憲法と国際人権諸条約にみる「表現の自由」と「差別禁止」に関わる規定

①日本国憲法

『第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う』

『第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする』

『第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない』

『第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない』

『第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである』

『第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。』

『第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う』

②国際人権規約(自由権規約)における「表現の自由」の規定

『第19条 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆若しくは道徳の保護』

『第20条 1 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。

2 差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する』

③人種差別撤廃条約における「差別」および「差別禁止」の規定

『第一条 1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は

民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる差別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を擁護し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける差別、排除、制限又は優先については、適用しない。

3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規はいかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。

4 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するために、保護を必要としている特定の人種若しくは種族の集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することになつてはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない』

『第4条 締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態の如何を問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることをみとめること。

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと』

(3) 民主主義の本質的原理からの「自由」と「平等」の関係性についての考察

①民主主義の根本原理

1. 民主主義や人権に関わって、「自由と平等のバランス」とか「権利と権利の衝突」とかの難しい問題が存在するとよく言われるが、往々にして民主主義の本質的原理についての理解が欠落している議論が見受けられる。
2. 民主主義の本質は、人民主権である。人民主権を担保する大前提は、人民平等（人類平等）の原則である。基本的人権は、この平等の原則から導かれる。

3. したがって、いかなる権利も平等の原則から逸脱してはならないし、平等の原則を破壊する自由は制限される。しかし、いかなる意味においても国家権力による恣意的制限は許されず、平等の原則の破壊の場合のみ基本的人権に対する制限は許容される。この本質的原理から、「表現の自由は大事だが、差別する自由はない」との原則が導かれるのであり、「差別禁止法」の制定が担保される。(改憲論における「公共の福祉」から「公の秩序」への改正案に注意)
4. 平等の原則が破壊される時は、徹底した抵抗権が保障される。差別への抗議や糾弾は、抵抗権の行使であり、対抗言論の原則にもとづく「対話の継続」であり、民主主義の根源を護り発展させる取り組みである。

②人間のつながりの根底にあるもの

1. 豊かな人間のつながりを担保するものは、対等・平等の原則である。
2. 別言すれば、「共生の権利の承認」であり、尊厳と生存(生命)の保障である。
3. 同情や憐憫からは本当の「つながり」は生まれない。

③人権概念の核心

1. 人権概念は、その内容と対象において常に発展していく豊かな概念である。(自由権、社会権、民族自決権、環境権、平和的生存権等々)
2. 重要なことは、人権の核心は「尊厳」と「生存」であることの確認である。
3. 同時に、「尊厳」と「生存」を守るためには、中立的な立場は存在し得ない。

④民主主義の根本原理を踏まえたダイナミックな人権確立社会への飛躍

1. 同対審答申50年を契機に、単なる原点回帰に終わることなく、その歴史的地平を乗り越え、人権確立社会を実現していくことが求められている。
2. キーワードは、社会的排除を克服する社会的包摂・社会的連帯の実現である。

[二] 人権をめぐる真逆の事態の同時進行という混沌状況の背景

(1) 新旧価値観をめぐる激突

- ①憲法改正論議に集約されるように「この国のあり方」に関する価値観・規範の激闘
- ②それは、戦後の「人権・平和・環境」を基軸とする価値観と戦前からの「伝統的美風」(国権主義・民族排外主義・家父長的家思想)にもとづく価値観との衝突現象として反映
- ③長引く経済不況と社会不安に対する「強い政治的主張」の綱引き状態

(2) 社会的価値観・規範にかかわる論点整理

- ①総じて、司法判断における画期的判断と政治的取り組みの逡巡という真逆の事態の同時進行は、人権をめぐる日本社会の価値観の相克状況の表出現象であり、日本社会のさまざまな価値観が問われる根源的な問題を改めて提示
1. 「国家解体3悪法」論の思想的根拠は何か
 - ①人権委員会設置法案への反対→国権主義的思想
 - ②外国人地方参政権付与法案への反対→民族排外主義的思想
 - ③選択制夫婦別姓法案→家父長的家思想

2. 明治国家以来の日本の統治論理は「家の論理」が骨格
 - ① 国家のあり方を疑似「親子」関係で構築（天皇が親で国民は赤子）
 - ② 思想教育における「尋常小学修身書」（日本的儒教一血統的身分序列観）
 - ③ 家の論理の制度的担保が戸籍制度（個人を血統と地籍の家単位で掌握）
 3. 「表現の自由」と「差別する自由はない」との関連における民主主義の未熟な表面的解釈
- ② この国のあり方や社会のあり方に関わる価値観をめぐる主要な争点
1. 「人権と国権」あるいは「人民主権と国家主権」
 2. 「個人のあり方」と「家の論理」
 3. 民主主義の本質にかかわる曖昧な理解と混乱
 4. 日本社会における差別撤廃の論理（部落解放の論理）と伝統的な日本的統治論理との深刻な衝突
 5. 日本社会の価値観の相克状況の凝縮版としての今日の憲法改正論議

Ⅲ. 民主主義の原理に立脚した反差別・人権運動の再構築

〔一〕ヘイトスピーチ解消法と部落差別解消法の詳細検討と課題

（１）両法の特徴に関する比較表

	ヘイトスピーチ解消法（7条）	部落差別解消法（6条）
趣旨・目的	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、…基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。	部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、…部落差別のない社会を実現することを目的とする。
差別解消へむけた基本施策	①相談体制の整備 ②教育の充実 ③啓発活動	①相談体制の充実 ②教育及び啓発 ③部落差別の実態に係わる調査
その他	法施行後に、…必要に応じ検討	—————

（２）差別・人権に関わる与党の考え方とその問題点

- ① 稲田朋美自民党政調会長講演要旨（2015年11月16日／『人権問題の解決に向けた和歌山県集会「人権フォーラム」—実効性のある法制度制定を求めて—』）
1. 人権擁護法案という包括的な一般法を作るのではなくて、個別法で解決していこうというのが我が党の考え方
 2. 人権という定義が結構曖昧
 3. 裁判所で人権侵害かどうか決めるというのはいいい…それ以外の強力な機関を使って人権侵害のおそれがあったら立入調査をするということになると、どんどんとですね、表現の自由とか政治活動の自由が狭められてしまう

4. 一般法として人権全体を護るということを、侵害を認めないという法律を作ると、そういう曖昧な時に表現の自由やら、あと政治活動の自由が阻害されるんじゃないかということで、個別法で行こうということになっているわけですね。
5. 例えば高齢者の人権侵害とか障害者の人権侵害とか、あとDVとかですね、個別の人権侵害についてそれぞれ手当をしていこうというのが我が党の方針であります。今一番の最近の話題としてはLGBTの問題がありますね。

②稲田講演への論点整理

1. 「人権や差別の定義が曖昧」との論理
 - ①国際人権規約や人種差別撤廃条約等の国際人権諸条約批准の事実と矛盾
 - ②この論理が通用するならば、人権・差別に関わる国内立法は不可能
 - ③人権・差別に関わる定義は、憲法・国際人権諸条約の定義の援用で可能
2. 「裁判所が人権侵害かどうかを決めるのはいい」との論理
 - ①人権侵害などへの迅速な対応のために「裁判外紛争処理」を行うというのは国際的に定着した流れ
 - ②そのためにも、パリ原則に基づく国内人権機関の設置を義務的に推奨
 - ③裁判所なら是だが、国内人権機関は否というのは民間の力を信用しない国権主義的な論理
 - ④しかも、人権や差別の定義が曖昧だから国内人権機関では否というのならば、裁判所においても同様
3. 「包括法ではなく個別法で対応」との論理
 - ①人権伸張や差別禁止に係わる「包括（基本）法」があつて「個別（課題）法」、あるいは個別課題に係わる「基本法」があつて「事業法」というのが本来の立法形態〔以前「人権市民会議」が提言した『日本における人権法制度のあり方』（2007年）を参照〕
 - ②もちろん、包括法と個別法、基本法と事業法は、時々状況でその制定が後先になることはあり得る。しかし、部落解放基本法制定要求に対して、既に同和対策事業法が動いているもとの同趣旨の基本法制定は立法技術上あり得ないというのが、従前の内閣法制局や法務省の糊塗的見解であったことも想起
 - ③いずれにしても、後先の問題はあったとしても、どちらも必要だという基本姿勢が重要
 - ④その意味では、「人権基本法」なり「差別禁止法」の包括（基本）法があつて、個別問題に対する個別（課題）法を制定していくというのが本筋
 - ⑤人権伸張や差別禁止にかかわる包括（基本）法ということになると、国際人権基準との関係が不可避となり、この事態を避けようとする本音からの論理ではないかとの懸念
4. 「表現の自由と政治活動の自由の確保」との論理
 - ①「表現の自由」も「政治活動の自由」も非常に大切な自由権であり、とりわけ支配権力からの抑圧や妨害はいかなる理由があろうとも許されないことは自明
 - ②しかし、それらの自由権行使にあたっては、民主主義の根本原理である「平等の原則」を侵害してはならないという「特別の義務と責任を負う」ことが前提

- ③したがって、「平等の原則」を侵害するような事態に対しては「制限」が必要であり、「差別する自由はない」ことを明確にしておくことが必要

(3) 民主主義をめぐる最近の危険な論調

①民主主義の誤用・悪用による幻滅感や懐疑の拡散

1. 実際は寡頭支配体制（少数の権力エリートによる支配）の別名詞
2. 無資格な大衆による支配（衆愚政治）
3. 多数者の専制・多数の横暴
4. 利益誘導型民主主義・大衆民主主義（大衆迎合主義）

②最近の事例と特徴的な主張

1. 『デモクラシーの毒』（藤井聡・適菜収／新潮社／2015年10月発行）
 - ①「野獣が政治を支配するようになる。政治学でいう「多数者の専制」です。「民主主義の本質は反知性主義」
 - ②「民主主義と全体主義はきわめて似通ったイデオロギーで議会主義の敵」
 - ③「大衆がつくることができるのは全体主義運動だけ」
2. 『「リベラル」がうさんくさいのには理由がある—「民主主義」をやめることから始めよう。』（橘玲／集英社／2016年5月発行）
 - ①「私の政治的立場はリベラリズム（自由主義）、「自由や平等、人権を「人類の普遍的な価値」とする近代の啓蒙思想を受け入れ、文化や伝統は尊重しますが、それが個人の自由な選択を制限するなら躊躇なく捨て去るべきだとの立場」
 - ②「「民主主義」という誤訳のままでは、「主義（イズム）」の争いと「制度」をめぐる争いの違いを理解できません。日本では共産党ですら熱烈に「民主主義」を擁護するのですから、民主政を否定する政治勢力は存在しないでしょう。いま起きているのは、自由（効率）、平等（衡平）、伝統（共同体）などの価値をめぐるイデオロギー対立なのです。」
 - ③「保守派の人たちが礼賛する日本的な雇用慣行は、新卒一括採用・定年制という年齢差別、残業できない女性を管理職に登用しない性差別、日本人と外国人（現地採用）で人事制度が異なる国籍差別、正社員と派遣社員で待遇を変える身分差別で成り立っています。ここまで差別的な組織が社会の根幹にあれば、「日本は差別社会だ」といわれても反論できません。同一労働同一賃金は、日本を「世界に誇れる国」にするための最低条件なのです。「差別的な身分制度に安住しながら口先だけで「差別」に反対する、そんな“似非リベラル”とバカにされないためには、まずは自らの組織で範を示すべきでしょう。」
 - ④「無制限に移民が流入すれば、いかなる社会保障制度も破綻します。福祉国家は「差別国家」の別の名前で、負担の義務を果たせない貧しいよそ者を排除することでしか成立しません。しかし、これまで、「福祉」と「リベラル」が両立できないという不都合な現実が意識されることはほとんどありませんでした。」
3. 『民主主義という病』（小林よしのり／幻冬舎／2016年5月発行）
 - ①「「平和」とは強大な権力が民衆を「平定」している状態ののことである。ナ

シヨナリズム（国民主義）がなければ、民主主義も機能しない。」

- ② 「自由・平等・人権・文明という美しい理念と、野蛮な歴史の実態との乖離…それがフランスの、いや西欧諸国の今に影を落とし、暴力の連鎖を生みだしている。文明国こそが野蛮だったのだ！」
- ③ 「民主主義を、より完成に近づけたいなら、奴隷制を採用して、労働という「私的領域」を遠ざけ、政治や社会問題を議論する「公的領域」に集中し、徳を積んで、勇気ある戦士にならなければならない。それが直接民主主義を担う「市民」だからである！！」
- ④ 「自国の歴史も知らぬ「反知性主義者」が、「青い鳥」を探す無邪気な子どものように、「民主主義」を探している。おまえたちの足元を見ろ！何処の馬の骨かわからぬ民主主義よりも、もっと偉大な価値が見えないか！！」
- ⑤ 「日本人は占領が終わったはずの日から64年もの間、自己洗脳を繰り返して、自らアメリカの属国化を進めてきた。その結果、日本国の抹消を「ユートピア」として唱える国会議員まで出現し、国民がそれを問題とも思わないという末期症状にまで至っているのだ。絶望したいが、そうもいかない！満身の怒りをもってわしは「属国民主主義」を糾弾する！！」
- ⑥ 「日本は、「公」の体现者たる天皇のもとで、君民一体の「公共性」を基にした政治をめざせばよいのである。わしはこれを「公民主義」と呼んでいる。」
- ⑦ 「わしは選挙権も、被選挙権も、試験を受けて合格した者だけが獲得し、民主政に参加できるようにすべきだと思う。つまりエリートの「寡頭制」の方がいいと思っている！民主主義はどうしても「愚民主主義」に墮す！国民を幸福にしない制度である！」

4. 『和の国・日本の民主主義』（馬淵睦夫／KKベストセラーズ／2016年10月5日発行）

- ① 「私たち日本人は、独自の民主主義というものを、何千年の昔から持っていました。…聖徳太子が「17条憲法」で示した「和」の精神を思い出せばいいのです。」
- ② 「「君民一体」一。これが「日本型民主主義」のひとつの特長であり、「階級闘争」から生まれた「西洋型民主主義」と決定的に違うところなのです。」
- ③ 「個というものは、公があってはじめて存在するものです。」「私は人権や少数派の権利などは信じていません。なぜかというと、それは意図的につくられたものだからです。共同体の秩序を破壊するためにそういうことが発明されたのです。」
- ④ 「「平等」というものは、実はあやふやな言葉でもあるのです。同時に「差別」というのもあやふやな言葉です。だからそういうあやふやな言葉を、自分の都合のいいように取って、自分に都合のいいものは平等だと言い、自分に都合の悪いものは差別だと言う。平等は大切なものだと言い、差別はいけないものだと言う。私たちは、「常識」に戻る必要があるのだと思います。常識で考えれば、「人権」や「平等」「差別」といったきれいごとの論理破綻がすぐに見えてくると思います。」

⑤ 「『ヘイトスピーチ抑止法案』を自民党が作りました。このヘイトスピーチ抑止法案というものも日本の社会を分断するものです。」「こういうことを推進している人たちはたくさんいます。『人権擁護法案』もそうです。幸い民主党政権時代にこの法案は潰れましたが、いつ蘇るか分かりません。人権擁護法案とはマイノリティの人権だけを守ろうという話です。マイノリティは守ってもマジョリティの人権は守らない。平等に反しているではないですか。そこに、マイノリティとマジョリティを分断しようという意図が透けて見えます。また、これは日本国憲法が保障している「法の前の平等」に挑戦している法案です。」
「今、日本は内部崩壊の危機にあります。今は内部崩壊を画策している人たちと一般国民との戦争状態にあるわけです。しかし、彼らの意図を見抜きさえすれば、この戦争に私たちは勝つことができます。「人権」「人道」を謳った美しい言葉に騙されてはいけません。」

5. 『「リベラル保守」宣言』（中島岳志／新潮社／2013年6月発行）

- ① 「私は「リベラル保守」という立場が重要だと考えています。真の保守思想家こそリベラルマインドを共有し、自由を積極的に擁護する側面があると思っています。
- ② 保守は、行きすぎた平等主義をによる人間の平準化を嫌います。権力によって均一的な横並びを強要され、秀でた才能や能力が虐げられる状況が現出すれば、それに異議を申し立てるでしょう。平等という名の画一化こそ、保守が断固として闘ってきた政治力学に他なりません。
- ③ 一方で、保守は「裸の自由」も懐疑的に捉えます。過剰な自由は無原則の放縦を生みだし、倫理を破壊します。社会秩序は乱され、世の中が混乱の渦の中に落とされます。風紀が乱れ、利己的な放埒が支配する世界を、保守は断固として拒絶します。」

〔二〕民主主義に関わる根本原理からの再認識

（1）「表現の自由」と「差別禁止」をめぐる議論

- ① 権力の介入を防ぐために「表現の自由」にはいかなる制限も行うべきではないとの主張が、進歩的といわれる法曹界や学者の中にも根強く存在
- ② 民主主義と自由主義との立場からの「平等観」の対立
- ③ 民主主義の立場は、「自由権は平等の原則から必然的に導かれるものであり、平等の原則を侵害する自由権は認められない」との立場

（2）民主主義における自由と平等の位相（民主主義の現代的展開への基本課題）

- ① 自由と平等という民主主義の二つの基本概念の位相転換
 1. 集団主義的色彩が強い古代ギリシアの政治的自由、西欧近代の個人主義的性格の強い個人の自由とのあいだの著しいコントラストと継続性
 2. 古代ギリシアでは自由の概念が、ポリス共同体の主権行使としてデーモスが政治に参与する自由を意味したこと。古代的自由は、西欧近代におけるように諸個人

に賦与される自由や権利という意味合いをもたなかったこと。

3. 近代的自由の基本を構成する個人的自由は、同時に近代民主主義の実質そのものであること。
4. 1950年代以降、世界各地における「参加の噴出」以来、現代の民主主義の伝統は、古代的自由の特徴であったデーモスの自治や政治参加という意味での政治的自由をその理論的および実践的価値として受容
5. 現代的状況においてデモクラシーの自由の理念を考える時、当然のこととして近代的自由の精華である個人的自由やプライバシーの尊重は基本的なもの。さらに古代の意味での民衆の自治や政治参加を含意する政治的自由は、今後の民主主義論の中心に位置づけられる枢要な概念。さらに重要なのは、デモクラシーの固有のエートスとしての「精神の自由」。

②平等の概念の深化に係わる課題

1. 平等の問題も、現代的文脈のなかで多文化主義、差異への権利、差異の政治といった新しい視点から考察し直す必要
2. 古代ギリシアのイソノミア（政治的平等）の概念が示唆していたのは、デーモスは、出自や地位や財産所有などにおける厳然たる社会的不平等にもかかわらず、人為的な政治的領域において自由な平等者として扱われねばならないという考え方。デーモスであれば、すべての社会的経済的格差を度外視して、政治的領域では平等の権限と責任を賦与される。実はこのイソノミアの政治的ロジックは、そのまま近代の自由民主主義によって定式化された。国民ないし市民の権利と義務の普遍的平等という認識において継承。
3. 現代的文脈では、フェミニズム、多文化主義、差異の政治といった諸潮流において、これまで自由民主主義が作りあげてきた法の支配の画一主義および市民の権利の普遍主義が問題視。
 - ①フェミニズムや差異の政治と呼ばれる諸潮流において、「個人的なことは政治的である」(“Personal is political”) という標語は平等の問題に対する新たな意識を表現。
 - ②これまで政治以前の問題として一括視され放置されてきた性差やエスニシティーなどに基づく格差や差別などの明白な社会的不平等が、あえて政治的事柄として取り上げられ、法制上是正されるべき問題として提起されている。
 - ③これは、決して法の支配や権利の普遍主義という近代の自由主義と民主主義が長年の血の滲むような努力によって勝ちとってきた歴史的成果を否定する試みではない。むしろフェミニズムや差異の政治の諸潮流の多くは、法の一般主義や権利の普遍主義を前提としたうえで、女性、少数民族、原住民など、差別的な扱いを受けてきた諸集団に対して、個別かつ具体的な仕方で多文化主義的な差異への権利保障を承認していこうとする試み。(実質的平等の保障)
4. 従来の平等観は、法の一般主義と公平性および権利の普遍主義に立脚するものであったが、それは国民や公衆の等質性を前提とするもの。
 - ①L. M. ヤングやW. キムリッカなどの北米における差異の政治の理論家たちによれば、こうした従来の画一的かつ普遍主義的な権利保障には盲点があり、少数集

団や弱小集団を、画一化された「国民」や「公衆」に結果的に同化させてしま
うか、彼らを公的領域から排除してしまうか、のいずれかになってしまうと指
摘。

② なぜならば、法の一般化や権利の普遍化の施行が、結果的に支配集団の特定の
見地や利益の絶対化を隠蔽するイデオロギー的機能を果たし、さらに個々の集
団のアイデンティティーや差異を抑圧し、公的領域から多種多様な見地や価値
観を排除してしまうからである。

③ そこで、ヤングやキムリッカなどは、権利保障の二元的システムを提唱。すな
わち、一方ですべての市民に例外なく画一的に基本的人権の保障を認めつつ、
他方、具体的状況に応じて平等を実質的に保障するために、一定集団のために
特別措置を講じたり、特定の集団的権利を認可したりする方法が提唱され、ま
た実際に採用されてきている。

① 就労女性の妊娠と出産の権利

② 少数民族やエスニック集団の二重言語＝二重文化権

③ アメリカ・インディアンなど原住民の一定の土地・言語・文化の保護への権
利 等

5. 差異の政治は、近代主流の平等な権利の均一的保障に対して、それを基本としな
がらも、必要に応じた集団的分節化の方途を探っている。

〔三〕反差別・人権運動の再構築へむけた課題

(1) 体制論議を超える根源的民主主義

① 「民主主義」用語の多様性と多義性

1. 氾濫する「民主主義」用語＝古代ギリシア型民主主義・古典的民主主義・近代西
欧型民主主義・近代民主主義・直接民主主義・間接民主主義・代議制民主主義・
国家主義的民主主義・国民主義的民主主義・立憲主義的民主主義・自由民主主義
・資本主義的民主主義・経済発展型民主主義・帝国主義的民主主義・ブルジョア
民主主義・プロレタリア民主主義・人民民主主義・一般民主主義 等

② 「民主主義」理解のための重要概念としての「一般意志」

1. 民主主義の原理論を確立したルソーは、人間の意志を「一般意志」、「全体意志（全
員の意志）」、「特殊意志（個人の意志）」に分類

2. 一般意志とは、「人類平等の原則にもとづく共同の利害が目的」であり、「自由の
権利は平等の原則から必然的に出てくる」ものとして、「一般意志だけが民主主
義の原則」として定義（カントの道徳意志に通底）。換言すれば、人類の歴史的
経験知から導かれた原則であり理念

3. これに反し、全体意志は、特殊利害に妥協する特殊意志であり、客観性や普遍性
の不在を指摘。したがって、多数決は民主主義の基準ではあり得ず民主主義とは
無縁の意志決定に関わる手続き論であり、全体主義に道を開く危険性

③ 一般意志は、資本主義、社会主義などのあらゆる体制の枠組みを超えて貫徹

1. 「民主主義」の用語が氾濫しているという事実は、資本主義であろうと社会主義

であろうとあらゆる政治経済体制が何らかの「民主主義」の理念を取り入れなければ、その正統性や普遍性を主張できないという事態の証左

2. したがって、民主主義の原則である一般意志に立脚して、濫用されている「民主主義」の真贋を精査する必要
3. そのなかで、いかなる体制であろうとも、完全で絶対的なものは存在しないが故に、民主主義の原則から逸脱する体制や制度は、民主主義の原則の篩^{ふるい}にかけられて変革の対象にならざるを得ないというのが真理

④民主主義は「途上の概念」・「過程の概念」

1. 古代ギリシア型民主主義（古典的民主主義）は、「市民」という限定された対象内ではあったが、200年間の歴史の中で確立された「平等」・「参加」・「自治」が民主主義の普遍的な根本原理であり、とりわけ「平等」の概念が最重視（人類の歴史は「平等への絶えざる希求」の歴史）
2. 近代西欧型民主主義は、古典的民主主義を復権させながらも、君主制のもとで発展してきた「主権国家」と「国民」の存在を前提にして、個人と経済の自由を重視した自由主義の観点から、国民国家特有のナショナリズム（民族主義・国家主義・国民主義・国粋主義）を内在する自由民主主義として定着。その意味では、近代民主主義は、デモクラシー（民主主義）・ナショナリズム（国家・国民主義）・キャピタリズム（資本主義）のトロイカ体制
3. 民主主義の普遍的な根本原理である「平等」・「参加」・「自治」の概念は、今日では同質性を要求する「国家」や「国民」という制限された枠組みを超えて、差異の承認（共生の権利の承認）にもとづく実質的な「平等」・「参加」・「自治」を求める民主主義へ発展
4. その意味では、民主主義は、常に「途上の概念」・「過程の概念」であるということができ、完結性や絶対性を拒否する概念であり、資本主義や社会主義という体制さらには国家・国民の枠組みを超えて人類史とともに歩み続ける概念

⑤民主主義は「永続革命」の論理

1. 人類の歴史を見ていくと、近代市民革命であれ、社会主義革命であれ、政治経済体制の大きな変革がなされてきたときにも、常に「民主主義」が革命理念の根底に据えられてきたことは事実
2. 言い換えるならば、「平等」・「参加」・「自治」という人類の英知が生み出した民主主義の普遍的な根本原理を制約的な歴史的条件下から解放し実質化していく過程そのものが民主主義であり、それは絶えざる改革を志向する「永続革命」の論理

⑥「平等観」にかかわる民主主義と自由主義との決定的な相違性

1. 民主主義は他者との関係性を重視した平等の原則に根拠を置く（人類性・人間の複数性）
2. 自由主義は規制なき個人と経済の自由の貫徹に絶対的な根拠（個人主義）
3. 民主主義と自由主義は、基本的人権などの考え方では多くの親和性を有するが、平等観において決定的な立場の相違
4. すなわち、人類性や人間の複数性に立脚した社会的平等を求めるのが民主主義の立場であり、個人^{個人}の責任結果として平等を語るのが自由主義の立場（典型的な

争点は福祉政策や「表現の自由と差別禁止」などをめぐって表出)

⑦国民国家の枠組みを乗り越える民主主義論の貫徹

1. 従来の平等観・民主主義論

①古代民主主義における「市民」の枠組み内での平等論

②近代民主主義における「国民」の枠組み内での平等論

2. 普遍的論理としての民主主義が限定された対象のみに適用されることの矛盾

①近代民主主義論は、国民や公衆の等質性を前提にした「平等の均一化」で展開

②その等質性を確保するために「同化」の強制と「排除」の論理が常態化

③いわば、排除された人びとを無視した似非平等論に立脚した「民主主義」

3. 民主主義論の普遍性・根源性は一切の「限定」を認めない

①排除された人びとは、平等の原則に根拠をおく民主主義を求めて異議申し立て

②歴史的には、「市民」の枠は「国民」に拡大し、今「人類」の枠組みへと進展

③現在は、「国民」から「人類」への過渡的・途上のシステムの模索段階

⑧根源的民主主義の実現をめざす基本概念と根本原則および今日的課題

1. 「平等の原則の実現をめざす自由権の行使」が民主主義の基本概念

2. 民主主義実現への根本原則は、「平等」・「参加」・「自治」の原則

3. 民主主義の根源性への基本的承認と現実的な権利保障の実質化を図る二元的システムの承認 (過渡的・途上のシステム／差異の政治・差異への権利・フェミニズム・多文化主義等の国民国家の枠組みを超える価値観の定着化／「越境する民主主義」)

4. 「民主主義の民主化」 (古代民主主義や近代民主主義の限界を民主主義の根本原理によって克服し民主主義の本来的あり方を具体化していく取り組み)、「地域から実現する民主主義」 (民主主義を実現していく現実的な条件は生活圏域の地域に存在→地域・国家・領域・世界という諸次元での民主主義運動の結合を視野に入れ、地域的ネットワークの広がりや日本やアジア、世界の隅々にまで拡大していくことによって民主主義社会が実現していくという展望) の推進

(2) 民主主義運動としての反差別・人権運動の今日的諸原則

①共同性 (人類性・人間の複数性) との関係性を前提にした主体性を確立する運動原則

1. 常に個人の主体性を尊重すること

2. その場合の個人は、共同性という他者との関係を前提にした個人であること

3. 共同性・人間の複数性・人類性という人間の歴史的な経験知を共有すること

②多様な価値観の原則承認と譲ることのできない価値観を共有する運動原則

1. 個々人の違いを認め合う共生の権利、多様な価値観を承認すること

2. 同時に、譲ることのできない価値観として民主主義の原理を共有すること

3. 但し、民主主義の原理の実現方法に関しては完結性・絶対性を拒絶すること

③平等の原則から導かれる自由の諸権利の視点に立つ運動原則

1. 「平等」と「自由」の関係を相対化したり等閑視しないこと

2. 自由の権利は平等の原則から導かれるという視点を堅持すること

3. したがって、平等の原則を侵害する自由権は制限されることを承認すること

④民主主義の原則である平等・参加・自治を実現する運動原則

1. 平等・参加・自治の実現を生活圏域である地域という公的領域でめざすこと
2. 地域を基盤にしながら広域領域を射程に入れてネットワークを拡充すること
3. 常に平等・参加・自治の具体的な実現方法を模索し洗練化させること

⑤民主主義の原理に立脚した憲法改正論議への積極的関与を行う運動原則

1. 地域での取り組みを孤立させないためにも国政への関与を失わないこと
2. 平等・参加・自治の視点から今般の憲法改正論議に積極的関与を行うこと
3. 現行憲法の完結性・絶対性を拒絶し、常に熟慮した「改正」への姿勢を貫くこと

(3) 反差別・人権運動の「横断的な議論の場づくり」が喫緊の課題

- ①包括法（人権侵害救済法・人権委員会設置法・差別禁止法）を求めて結集していたマイノリティ諸団体が、個別法の制定により分断されていく懸念を乗り越えるために、人権関連諸施策に関係する諸団体・個人が一堂に会して、関連の法制度に関して「成果と問題点」を議論し、共有できるような「場」づくりを行い、横断的な協働行動を徐々に作り出していく作業に着手すること
- ②このような取り組みを中央段階だけでなく、地方・地域段階でも仕掛けていき、将来的な「社会連帯」の基盤づくりを展望すること
- ③この「横断的な議論の場」が、「人権の法制度確立」への現実的な力になっていくように広範な反差別・人権運動のネットワークの構築に全力を傾注すること

以上
(文責 谷元昭信)